

重要事項説明書（居宅介護支援）

あ・とむ居宅介護支援事業所

1. 当事業所の概要

運営母体 特定非営利活動法人 地域福祉サポートあ・とむ
所在地 土佐市北地 623 番地1
電話番号 088-852-7534 FAX 088-852-7535
事業者指定番号 第3970500181（居宅介護支援）
サービス提供地域 土佐市
*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。
人員体制 介護支援専門員 3名以上

2. 営業時間

8：30～17：30

年間休日 水、土、日、祝日 年末年始12月29日～1月3日

営業時間外でも、緊急時には対応いたします。

電話（088）852-7534までご連絡ください。

3. 利用料金

（1）利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

※ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援証明書を発行いたします。この証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費：法定代理受領分 《別紙》

4. 居宅サービス計画の作成手順等

（1）サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ① ご自宅に訪問し、あなたのご家族からお話を伺います。
- ② あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることができます。
- ③ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

（2）その他提供するサービス

- ・ 要介護認定の申請、変更の代行 ・給付管理票の作成・提出等

5. 入院時の対応

利用者が入院する場合には、入退院支援や退院後のサービス調整を円滑に行うため、利用者本人または家族が、入院先の医療機関に対して担当介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名および連絡先を伝えるようお願いいたします。

医療機関よりケアマネジャーへ連絡が入ることで、必要な情報共有や退院支援が適切に行えるようになります。

なお、利用者または家族からの連絡に基づき、当事業所においても医療機関との連携が必要と判断した場合は、利用者・家族の意向を確認した上で情報連携を行います。

6. 障害福祉との連携

障害福祉サービスを利用しててきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と特定相談員支援事業者（障害福祉制度の相談支援専門員）と連携します。

7. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 庄野 由美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 相談窓口、苦情対応

【事業者の窓口】 あ・とむ居宅介護支援事業所 【担当者】 管理者 庄野 由美	所在地：土佐市北地 623 番地 1 連絡先：(088) 852-7534 F A X：(088) 852-7535 受付日時：8：30～17：30 (土日祝祭日・年末年始を除く)
【土佐市（保険者）の窓口】 土佐市役所 長寿政策課 介護保険係	所在地：土佐市高岡町甲 2017-1 連絡先：(088) 852-1124 受付日時：8：30～17：15 (土日祝祭日・年末年始を除く)
【その他の市町村の窓口】	お住いの市町村役場の介護保険相談窓口
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地：高知市丸の内 2-6-5 連絡先：(088) 820-8411 F A X：(088) 820-8413 受付日時：8：30～17：15 (土日祝祭日・年末年始を除く)

9. 事故発生・緊急時対応

(1) 事故発生時・緊急時の対応処理

サービスの提供中に容態の変化または事故が発生した場合は、事前の打ち合わせに従い、サービス提供事業者、主治医、救急隊、親族、市町村等へ連絡して速やかに必要な措置を講じます。また、お客様に対するあ・とむの居宅介護サービス提供に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償します。

説明確認

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

また、複数事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

令和　年　月　日

説明者

重要事項説明書確認書

居宅介護支援契約締結にあたり、重要事項説明書（居宅介護支援）について説明を十分に受けました。

令和　年　月　日

利用者　　氏名

（代筆者）　　氏名　　続柄

《別紙1》

利用料について

基本サービス	単位数
居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ) 要介護 1・2	1,086単位
要介護 3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費Ⅱ(ⅱ) 要介護 1・2	544単位
要介護 3・4・5	704単位
居宅介護支援費Ⅲ(ⅲ) 要介護 1・2	326単位
要介護 3・4・5	422単位
加算名	単位数
初回加算	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位
通院時情報連携加算	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位
特定事業所加算(A)	114単位

(令和6年4月1日 改正)

『別紙2』

当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

①前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	14.89%
通所介護	39.00%
地域密着型通所介護	9.23%
福祉用具貸与	64.36%

②前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

【訪問介護】

ヘルパーステーションりんくす	29.58%
ヘルパーステーションすまいる	23.95%
ヘルパーステーションすまいる須崎	23.95%

【通所介護】

戸波デイサービスセンター純信の里	30.65%
デイサービスなごみ館	26.89%
デイサービス高岡	22.05%

【地域密着型通所介護】

デイサービス蓮池・ななくさ	50.00%
デイサービスケアビレッジとさ	22.73%
デイサービス清滝	15.91%

【福祉用具貸与】

株式会社マサキウェルフェア	41.70%
土佐ガス株式会社a i c o	26.71%
株式会社トーカイ	14.34%